

## 「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」業務委託に係る企画提案募集要項

本書は「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」の業務委託運営事業者の募集に係る要項を定める。

両事業の趣旨を理解し、事業間の連動を図り、各々の事業効果が最大限発揮できるよう、運営方針、体制等を検討すること。

### 1 委託名

「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」業務委託

### 2 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社であること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (3) 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 過去6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出している者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押または競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 法人市民税ならびに消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。

### 3 業務の目的

「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」業務委託仕様書に記載のとおり

### 4 業務委託の内容

「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」業務委託仕様書に記載のとおり

### 5 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日（金）まで

「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」共通とする。

### 6 委託費用

- (1) インターンシップ促進事業  
金1,800千円（消費税相当額を含む）以内とする。
- (2) 合同企業説明会  
金3,900千円（消費税相当額を含む）以内とする。

- (3) 各事業の委託費用の上限を超えない範囲の提案とすること。また、本事業の提案に際し提出する見積は「インターンシップ促進事業」と「合同企業説明会」の事業ごとの見積を提出すること。

## 7 履行場所

### (1) インターンシップ促進事業

#### ア インターンシップ受入方法等のセミナー

開催会場を下記のとおり仮予約をしているため、利用が可能。ただし、日程、回数、会場等は  
この限りではないため、提案による変更を可能とする。

施設名 : 千葉市生涯学習センター 研修室

住 所 : 千葉市中央区弁天3丁目7番7号

仮予約日時:平成29年10月 5日(木) 午前9時～午後6時

平成29年10月11日(水) 午前9時～午後6時

平成29年10月19日(木) 午前9時～午後6時

平成29年10月27日(金) 午前9時～午後6時

平成29年11月 2日(木) 午前9時～午後6時

利用料金 : 1日につき12,090円(消費税込)

舞台設備その他附属設備利用料金についても委託費用に含まれる。

料金表については千葉市生涯学習センターホームページを参照。

#### イ インターンシップ振り返りセミナー

実施日時及び開催会場等について、提案事項とする。

本市公共施設を利用する場合は、施設の空き状況等により、開催日時の決定をする。

### (2) 合同企業説明会

開催日時、開催場所とも下記条件をもとに提案事項とする。

条件:開催日時は平成29年11月18日(土)から平成29年12月17日(日)の土日もし  
くは祝日のいずれか1日。開催場所は、千葉市内の会場であること。

## 8 企画提案参加申込書及び誓約書について

企画提案に参加を希望する者は、下記(3)に記載の書類を提出しなければならない。

### (1) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部経済企画課(千葉市役所2階)

### (2) 提出期限

平成29年7月11日(火)午後5時まで

(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)

なお、郵送の場合は締切日までに必着のこと。

### (3) 提出書類

#### ア 企画提案参加申込書

- イ 提案者に関する調書
- ウ 誓約書
- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- オ 印鑑証明書（代表社印）
- カ 法人税ならびに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）  
※発行日は申請日から3か月以内であること。
- キ 市税完納及び特別徴収に関する証明書  
※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること。

(4) 質問の受付

- ア 質問内容  
本実施要綱及び仕様書に関する質問についてメールにて受け付ける。  
なお、質問は、本企画提案に応募していない事業者からは、受け付けないものとする。
- イ 受付期限  
平成29年7月12日（水）
- ウ 送付先  
千葉市経済農政局経済部経済企画課 E-mail : [keizai.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:keizai.EAE@city.chiba.lg.jp)
- エ 回答  
平成29年7月14日（金）までに回答し、質問及び回答については、市ホームページにて公開する。

(5) 企画提案書の提出期限・提出先

- ア 提出書類  
本募集要項9-(2)に記載のとおり。
- イ 提出期限  
平成29年7月24日（月）午後5時必着  
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）  
\*郵送の場合は、書留の扱いとする。
- ウ 提出先  
千葉市経済農政局経済部経済企画課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
- エ 提出部数  
7部（正本1部、副本6部）

(6) プレゼンテーション

- ア 日時  
平成29年7月27日（木） 開始時間は応募者に対し通知。
- イ 場所  
千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所 2階 経済部会議室
- ウ 内容

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施。その後、プレゼンテーション内容についてヒアリングを行う。

所要時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分程度を予定。

(7) 選考結果の通知

ア 通知日

平成29年8月4日（金）まで

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送、及び、市ホームページで公表。

9 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに、次の審査基準に基づいて選定する。提案者が選考委員会に出席できる人数は3名までとし、提出した企画提案書一式のみ使用すること。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 企画提案書

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書表紙（様式1号）

イ 企画提案書本文（任意書式）

「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」業務委託仕様書に記載の、「委託内容」に対する提案を行うこと。

提案には、下記の（3）審査基準に記載の、「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的且つ詳細な説明が含まれていること。

ウ 過去における類似業務の実績

業務内容及びその結果がわかる資料を提出すること。

エ 業務に要する経費の見積書

- ・「インターンシップ促進事業」及び「合同企業説明会」の経費について、事業ごとの見積書を作成すること。
- ・仕様書に記載の業務を実施するために必要な費用を算定すること。
- ・見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- ・本募集要項「6 委託費用」に示した、業務委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とする。

### (3) 審査基準

選定にかかる審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点 (満点100)
<b>■インターンシップ促進事業</b>			
(1)	事業達成への工程	仕様書に記載の本業務の目的及び内容に即し、工程が段階的に整理され、セミナーの構成や情報提供方法に妥当性があり、企業開拓の手法等が現実的であると認められるか。	20
(2)	セミナーの有効性	セミナー内容が事業目的に即しており、高い有効性が期待できるものか。また、独創性やオリジナリティが認められるものになっているか。	10
(3)	企業情報の募集方法について	短大・大学等に提供する企業情報の募集方法が適格で、無理のないものとなっており、想定される企業数をクリアできるものとなっているか。	10
<b>■合同企業説明会</b>			
(4)	事業達成への工程	仕様書に記載の本業務の目的及び内容に即し、工程が段階的に整理されるとともに、参加者にとって興味をひくもので、かつインターンシップまで無理なく誘導できる構成となっているか。	20
(5)	合同企業説明会の有効性	合同企業説明会が事業目的に即しており高い有効性が期待できるものか。会場選定が妥当で説明会の構成に沿った会場レイアウトとなっているか。	10
(6)	参加企業・参加学生の募集方法について	募集方法が適格で、無理のないものとなっており、想定される企業数及び参加者数をクリアできるものとなっているか。	10
<b>■共通事項</b>			
(7)	効果検証の有効性	本事業の遂行にあたり、効果を確認できるものとなっているか。	10
(8)	業務遂行体制	仕様書に記載の本業務の内容を遂行するにあたり、その方法と体制が信頼性の高いものであると認められるか。	10

(4) 選考結果の通知

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表する。

10 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書については、返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。

11 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補と協議のうえ、作成する）。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条各号に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。